

公印省略

4 介 第 9 7 6 号
令和 4 年 6 月 3 0 日

各高齢者施設 管理者 殿
各居住系介護サービス事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

これまで示されてきたとおり、新型コロナウイルスにより入院した入所者が退院基準を満たした場合は、当該退院患者を元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れることが必要です。

特に、介護保険における施設系及び居住系サービス事業所においては、退院基準を満たした退院患者に対し感染の疑いを理由に入所を断ることは、「受入を拒否する正当な理由」に該当しません。

高齢者施設等の皆様方におかれましては、当該事務連絡「記3及び4」を参照の上、新型コロナウイルス感染症の退院患者の受入れに適切に対応していただきますよう、お願いいたします。